

保健だより

令和6年4月30日
 杉並区立桃井第一小学校
 保健室

健康診断が続いています

新学期早々、様々な保健関係の書類等の提出のご協力、ありがとうございました。毎日、慌ただしく健康診断を実施していますが、全校児童と触れ合える貴重な機会となっています。5月も引き続き、内科検診・聴力検査・耳鼻科検診等があります。受診が必要な場合にはお知らせを出しますので、早めに病院を受診していただきたいと思ひます。ご協力をよろしくお願いいたします。

新学期から1か月が過ぎ、子供たちの疲れも出始める頃だと思ひます。必要に応じて早めに休養をとってください。

5月
 保健目標

自分のからだについて知ろう

5月も、まだまだ健康診断が続きますが、すでに終わった健康診断については、その結果をもとに、自分の体を見つめなおしてみましょう。

健康診断で、何か異常が見つかった人は、早めに病院へ行きましょう。

検診後、検査や受診を必要とするお子さんには、「結果のお知らせ」を発行いたします。学校では病気の疑いのある人にお知らせをしていますので、病院では「心配なし」と診断されることもあります。しかし、定期受診の目安として、**受診が必要と診断された場合は、必ず受診して、お知らせを学校にご提出ください。**視力検査は、裸眼視力で1.0、矯正視力で0.7が見えなかった場合にお知らせを出しています。歯科は、全員にお知らせを発行いたします。

なお、お知らせした内容について、すでに通院中の場合で、定期通院が先の場合であれば、学校にご相談ください。

また、水泳指導が6月17日から始まります。そのため、**特に、内科・耳鼻科・眼科で受診が必要と診断された場合には、必ず水泳開始(6/17)前までに専門医の診察・治療を受け、治療報告書を学校にご提出ください。**

子供たちの成長の様子や健康診断の結果を記入した「健康の記録」は、1学期の健康診断が終了次第、ご家庭に配布いたします。

月	日	曜日	検査項目	対象
5	1	水	聴力検査	5年
	2	木	聴力検査	2年
	7	火	尿検査1次検査提出	全学年
	8	水	歯科検診	5・6年
	9	木	聴力検査	3年
	10	金	内科検診	4年
	13	月	聴力検査	1年
	14	火	内科検診	3年
	16	木	耳鼻科検診	4・5・6年
	20	月	心臓検診	1年・他学年該当児童
	21	火	視力検査	3年
	22	水	視力検査 尿検査2次検査提出	1年 該当児童
	23	木	視力検査	2年
	24	金	移動教室事前検診	6年
6	27	月	内科検診	2年
	28	火	内科検診	1年
	30	木	耳鼻科検診	1・2・3年
	6	木	眼科検診	全学年
	12	水	歯科検診	3・4年
	19	水	歯科検診	1・2年
	28	金	移動教室事前検診	5年

～検診欠席者について

内科・耳鼻科・眼科検診を欠席したお子さんは、後日に他学年の検診日がある場合はその時に実施しておりますが、各検診の最終日までに受診できなかった場合には、学校医の先生の病院を各ご家庭で受診をしていただくことになります。必ず、水泳開始の6月17日までに受診をして、治療が必要なものは、治療も済ませていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【眼科検診の日程にご注意ください】

眼科検診は、6月6日(木)実施のため、検診後から水泳指導開始までの受診期間が大変短くなっております。受診が必要と診断された方、欠席者の方には大変申し訳ありませんが、ご承知おきください。

学校感染症について

学校保健安全法に基づき、児童が学校感染症にかかった場合、治癒後に登校するにあたり「登校許可意見書」の提出をお願いしています。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、登校できるようになったら、保護者の方が必要事項を記入した「登校届」を提出していただきます。

これは、病気にかかった児童の治癒の確認とともに、他の児童への感染防止のためですので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

出席停止期間の基準等は、右の表を参考にしてください。

※登校許可意見書を書いていただくのに文書料がかかりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※杉並区では、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患については、一律出席停止の扱いとする疾患からは除外しています。

「登校許可意見書」「登校届」を本校のホームページからダウンロード（TOP ページ→「保健室」）できるようにしています。また、職員室でもお渡しができます。ご協力よろしくお願いいたします。

＜学校感染症の種類と出席停止期間の基準等＞

	感染症	出席停止期間の基準	提出書類
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで * 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなします。	医師による 「登校許可意見書」
	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	保護者による 「登校届」
第二種感染症	新型コロナウイルス感染症 (ベータコロナウイルス属コロナウイルス)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師による 「登校許可意見書」
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	第三種感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	「感染拡大の可能性がある場合」には、校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができます。 例) 感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで ※登校には、「登校許可意見書」の提出が必要です。

日本スポーツ振興センター＜災害共済給付制度＞の手続きについて

年度当初に【「災害共済給付制度」のお知らせ】を配布いたしました。杉並区では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、万が一学校でけがをした場合に、医療費等の給付が受けられるようになっています。初診から治癒までの保険診療の医療費総額が 500 点 (5,000 円) 以上であれば、医療費総額の 4 割が給付されます。④医療証を使用した場合は、1 割のみの給付となります。ただし、手続きには病院・薬局で記入していただく書類が必要となります。関係書類は学校にありますので、申請を希望される方は、お申し出ください。詳細は、【「災害共済給付制度」のお知らせ】をご覧ください。